



議案第十五号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年三月十一日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾五年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朗町条例第一九号）の一部を次のように改正する。

第一条に規定する議長、副議長及び議員の報酬を次のように改める。

議長	月額	二二〇〇〇以内
副議長	"	一八〇〇〇以内
議員	"	一五〇〇〇以内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。